

岩手県告示第 752 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 岩手平館線

(2) 供用開始の区間

- ア 岩手郡岩手町大字江刈内第 12 地割字下苗代沢 75 番 83 地先から 53 番 3 地先まで
- イ 岩手郡岩手町大字子抱第 5 地割字笹川久保 1 番 1 地先から第 1 地割字赤坂 3 番 81 地先まで
- ウ 八幡平市平館第 8 地割 73 番 1 地先から第 9 地割 267 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 30 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
- イ 期間 平成 18 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで

2(1) 路線名 普代小屋瀬線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡普代村第 29 地割字芦渡 41 番 28 地先から 43 番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 30 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 久慈地方振興局土木部
- イ 期間 平成 18 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで

3(1) 路線名 安家玉川線

(2) 供用開始の区間 九戸郡野田村大字玉川第 1 地割字根井 48 番 220 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 30 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 久慈地方振興局土木部
- イ 期間 平成 18 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで